

# 1 4 参考資料

- (1) 松戸市公害防止条例
- (2) 松戸市環境審議会条例
- (3) 松戸市近隣騒音防止指導要綱
- (4) 川をきれいにする条例
- (5) あき地の雑草等の除去に関する条例
- (6) 松戸市緑の条例
- (7) 松戸市の「市の木」「市の花」「市の鳥」を定める条例
- (8) 松戸市狂犬病予防法施行細則
- (9) 松戸市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付規則

## 14. 参考資料

### (1) 松戸市公害防止条例（抜粋）

（昭和47年4月20日施行）

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、法令その他に特別の定めがあるものを除くほか、公害防止について必要な事項を定め、もつて市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

#### 第2章 公害の防止に関する責務

##### （事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙・汚水・廃棄物等の処理等公害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

#### 第3章 公害の防止に関する基本的施策

##### （地域開発等における公害防止の配慮）

第6条 市長は、土地利用計画等地域の開発及び整備に関する施策の策定及び実施にあたっては、公害の防止について配慮しなければならない。

#### 第5章 ばい煙等の排出等の規制

##### （規制基準の遵守義務）

第21条 特定事業場を設置している者又は特定建設作業を行っている者は、規制基準を遵守しなければならない。

##### （規制基準の定めがない公害の措置）

第22条 市長は、規制基準の定めがないばい煙等により現に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該公害に係るばい煙等を発生し、排出し、又は飛散させる者に対し、公害を防止するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

##### （特定施設の設置の届出）

第26条 特定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

##### （特定作業の実施の届出）

第27条 特定作業を行なおうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

##### （改善命令等）

第33条 市長は、特定事業場（騒音等に係るものを除く。）に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、当該特定事業場を設置している者に対し、期限を定めて当該特定事業場に係る特定施設等の使用の方法等の改善を命ずることができる。

##### （特定建設作業の実施の届出）

第37条 病院・学校等の施設の周辺の区域その他特に騒音等の防止を図る必要がある区域であつて、規則で定める区域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに（災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに。）次の各号に掲げる事項を記載した届出書により、市長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第38条 市長は、前条第1項の規則で定める区域内において行われる特定建設作業に係る騒音等が規制規準に適合しないことにより、その特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音等の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、同項の事態を除去するために必要な限度において、期限を定めて騒音等の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

(拡声機の使用の制限)

第39条 何人も、拡声機を使用する場合であって、次の各号の一に該当するときは、拡声機の使用の方法、使用の時間等について規則で定める事項を守らなければならない。

(深夜騒音に係る営業時間の制限命令等)

第40条 市長は、規則で定める営業に係る深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。)における騒音(音響・機器音・楽器音等をいう。以下この項において同じ。)が規則で定める基準に適合しないことにより、当該騒音を発生する場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、当該営業を行う者に対し、期限を定めて当該営業時間の制限又は騒音の防止の方法の改善を勧告することができる。

(屋外燃焼行為の禁止)

第41条 何人も、ゴム・いおう・ピッチ・皮革・合成樹脂その他の燃焼の際著しくばい煙又は悪臭を発生するおそれのある物質を屋外において多量に燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用その他のばい煙又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させるときは、この限りでない。

(警告及び命令)

第42条 市長は、第39条の規定に違反して拡声機が使用され又は前条の規定に違反して屋外における燃焼行為が行なわれていることにより、その周辺の生活環境がそこなわれていると認めるときは、当該違反行為を行なっている者に対し、必要な警告を発し、又はその事態を除去するために必要な限度において、施設の改善その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第43条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定事業場を設置している者又は特定建設作業を行っている者に対し、特定施設等の状況、特定建設作業の状況又はばい煙等の量等その他必要な事項に関し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定した職員に特定事業場又は特定建設作業の場所に立ち入り、帳簿書類又は特定施設等その他の物件を検査させることができる。

(苦情の相談)

第45条 市長は、公害苦情相談員を置き、公害に関する苦情について市民の相談に応じるものとする。

**(2) 松戸市環境審議会条例（抜粋）**

（平成6年8月1日施行）  
平成28年10月5日改正

**（設置）**

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定により、松戸市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

**（所掌事務）**

第2条 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。  
 (1) 市長の諮問に応じ、本市が定める環境基本計画に関する事項を調査審議すること。  
 (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。  
 (3) 前2号に掲げるもののほか、法令等の規定によりその権限に属させられた事務  
 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

**（組織）**

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

**（委員）**

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。  
 (1) 学識経験を有する者  
 (2) 産業界を代表する者  
 (3) 市民組織を代表する者  
 (4) 市民  
 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

**（臨時委員）**

第7条 審議会に、特定事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。  
 2 臨時委員は、当該特定事項に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。  
 3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る当該特定事項に関する調査審議が終了したときまでとする。  
 4 第4条第2項の規定は、臨時委員について準用する。

**（会議）**

第8条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。  
 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。  
 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**（部会）**

第9条 審議会は、必要に応じ、特定事項を調査審議するため部会を置くことができる。  
 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。  
 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する。  
 4 部会長は、部会の事務を掌理する。  
 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。  
 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とす

ることができる。

- 7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

- 第10条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員又は議事に関係のある臨時委員以外の者に対し、会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (3) 松戸市近隣騒音防止指導要綱(抜粋)

(昭和53年8月1日施行)

(目的)

- 第1条 この要綱では、近隣騒音を防止することにより、良好な環境の確保を図り、もって市民の健康の保護を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 近隣騒音 騒音規制法(昭和43年法律第98号)又は松戸市公害防止条例(昭和47年松戸市条例第14号)に規定する騒音以外の次に掲げる音その程度の著しいものをいう。

ア 音響機器音 ステレオ、ラジオ、テレビ、カラオケその他の発音機から発生する音

イ 楽器音 鍵盤楽器、打楽器、管楽器又は弦楽器から発生する音

ウ 設備音 冷暖房機器、空気調和機器、浄化槽又は揚水機から発生する音

エ 作業音 工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置されている施設から発生する音又は工場等の作業に伴い発生する音

(2) 指導基準 市長が近隣騒音を防止するために市民又は事業者(以下「市民等」という。)に対して指導する基準(別表)をいう。

(市長の責務)

- 第3条 市長は、近隣騒音を防止するための総合的な施策を講じ、これを実施するものとする。

(知識の普及等)

- 第4条 市長は、近隣騒音に関する知識の普及を図るとともに、近隣騒音の防止の思想を高めるものとする。

(測定等)

- 第5条 市長は、近隣騒音の状況を把握し、その防止のための措置を適正に実施するために必要な測定及び検査を実施するものとする。

(助言等)

- 第6条 市長は、市民等が実施する近隣騒音の防止のための施設の設置又は改善について必要な技術的助言その他の援助を行うものとする。

(施策等の公表)

- 第7条 市長は、近隣騒音に関して把握した状況及び近隣騒音の防止に関して講じた施策を必要に応じ、市民等に公表するものとする。

(市民等の責務)

- 第8条 市民等は、指導基準を遵守するよう努めなければならない。

2 市民等は、近隣騒音を発生させないように努めるとともに、市長が実施する近

隣騒音の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(製造業者、販売業者等の責務)

第9条 工場等又は家庭において使用される機器又は施設（以下「機器等」という。）のうち近隣騒音を発生する恐れがあるものを製造し、又は販売する者は、使用者に対し、騒音の防止上必要な注意を与える等当該機器等の使用上発生する騒音の防止に協力するよう努めなければならない。

2 機器等の設置工事の委託を受けて工事をする者は、委託者に対し、近隣騒音を発生するおそれがある機器等について適切な取付け位置の選択、必要な防音工事の施行等近隣騒音の防止上必要な助言をするよう努めなければならない。

(警察署等との協力等)

第10条 市長は、近隣騒音の防止のために必要に応じ、警察署等の協力の下に、その発生原因、発生状況等について調査を行うとともに、警察署等の措置が必要であると認めるときは、警察署等に対し、必要な措置をとるよう要請するものとする。

#### (4) 川をきれいにする条例（抜粋）

(平成5年4月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、市内河川に清流を復活させるため、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともにその他必要な事項を定め、もってよりよい水辺環境をつくり自然と共生できる魅力あるまちづくりを進めることを目的とする。

(市の責務)

第3条 市は、市内河川に清流を復活させるため、あらゆる施策を講じなければならない。

2 市は、国、県及び関係地方公共団体に対し、市内河川の清流の復活に関し、必要な措置及び協力を要請しなければならない。

3 市は、市内河川の水質浄化に関する知識の普及及び河川愛護精神の高揚に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、市、国、県及び関係地方公共団体の市内河川の水質浄化に関する施策に協力しなければならない。

2 市民は、生活排水を市内河川その他公共の用に供される水路に排出しようとするときは、浄化装置等を設置し、かつ、当該浄化装置等を適正に利用するとともに家庭でできる生活排水の浄化対策に努めなければならない。

3 市民は、市内河川の美化に心掛けなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市、国、県及び関係地方公共団体の市内河川の水質浄化に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物及び事業排水を適性に処理し、市内河川の水質浄化に努めなければならない。

3 事業者は、市内河川の美化に心掛けなければならない。

(河川愛護活動に対する支援等)

第6条 市長は、市民及び事業者が行う市内河川の河川愛護活動に対して、必要な支援を行うものとする。

2 市長は、市内河川の水質浄化のため活動する団体に対して、予算の範囲内に

において助成金を交付することができる。

- 3 市長は、市民及び事業者が行う市内河川の水質浄化に関する活動について必要な助言又は指導を行うものとする。

(水質の公表)

第11条 市長は、市内河川の水質の状況について定期的に測定し、その結果を毎年公表するものとする。

(川をきれいにする推進本部の設置)

第12条 この条例の目的を達成するため、本市に川をきれいにする推進本部（以下「本部」という。）を置く。

## (5) あき地の雑草等の除去に関する条例（抜粋）

(昭和51年4月1日施行)

(目的)

第1条 この条例は、あき地等の管理不良状態を解消することにより、市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あき地等 現に使用していない土地及び管理状態がこれに類する土地をいう。

(2) 雑草等 雑草、枯草及びこれらに類するかん木をいう。

(3) 管理不良状態 雑草等が繁茂することにより、次のいずれかに該当すると認められる状態をいう。

ア 犯罪等を誘発するおそれがあるとき。

イ 人の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。

ウ 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。

エ 周囲の美観を著しく損なうとき。

オ その他著しく公益を反するとき。

(4) 所有者等 あき地等の所有者及び管理者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、その土地が管理不良状態にならないよう、常に適正に管理しなければならない。

(指導・助言等)

第4条 市長は、第1条の目的を達成するため、あき地等の状況を調査し、その適正管理について必要な指導・助言をすることができる。

- 2 市長は、前項の指導・助言をするときは、関係機関の協力を求めるものとする。

(勧告)

第5条 市長は、あき地等が管理不良状態にあるときは、その所有者等に対し、雑草等の除去を勧告することができる。管理不良状態になるおそれがあるときも同様とする。

(命令)

第6条 市長は、前条前段の規定による勧告を履行しない所有者等に対し、期限を定めて、雑草等の除去を命ずることができる。

## (6) 松戸市緑の条例（抜粋）

（平成12年7月1日施行）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、緑の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定め、緑豊かな都市環境の形成を図り、もって健康で安全かつ快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

#### （市の責務）

第2条 市は、緑の保全及び緑化の推進に関する総合的かつ基本的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、緑の保全及び緑化の推進に関する知識の普及及び意識の高揚に努めるものとする。

3 市は、市民及び市内において事業を営む者（以下「事業者」という。）が行う緑の愛護活動に対して必要な支援を行うものとする。

#### （市民の責務）

第3条 市民は、緑の保全及び緑化の推進が図られるよう自ら努めるとともに、市が実施する緑の保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### （事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、緑の保全及び緑化の推進が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する緑の保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### （緑の基本計画の策定）

第5条 市長は、緑の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法（昭和48年法律第72号。以下「法」という。）第4条に規定する緑の基本計画を定めるものとする。

2 市長は、緑の基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第21条に規定する松戸市緑推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、緑の基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

4 前2項の規定は、緑の基本計画を変更する場合について準用する。

### 第2章 特別保全樹林地地区

#### （特別保全樹林地地区の指定等）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する樹林地の存する土地の区域を特別保全樹林地地区として指定することができる。

(1) 潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な樹林地

(2) 歴史的、文化的環境を確保するために保全することが必要な樹林地

(3) 人や生き物にとって、快適で多様な環境を確保するために保全することが必要な樹林地

(4) 災害に強い安全な都市をつくるために保全することが必要な樹林地

2 市長は、特別保全樹林地地区を指定しようとするときは、あらかじめ、第21条に規定する松戸市緑推進委員会の意見を聴いて特別保全樹林地地区の指定を促進すべき区域を定め、当該区域内の土地所有者等（土地について所有権、地上権、賃借権及び永小作権を有する者をいう。以下同じ。）と当該樹林地の保全に関し必要な契約を締結するものとする。

3 市長は、特別保全樹林地地区を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するとともに、当該土地所有者等に通知するものとする。

#### （特別保全樹林地地区の保全義務等）

第7条 特別保全樹林地地区の土地所有者等は、下草刈り、枝打ちその他必要な措置を講じ、当該樹林地の保全に努めなければならない。

2 特別保全樹林地地区に係る土地所有者等に変更があった場合において、新たな土地所有者等は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(特別保全樹林地地区における行為の制限等)

第8条 特別保全樹林地地区において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長と協議しなければならない。ただし、災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて規則で定めるものについては、この限りでない。

(1) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他土地の形質の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 建築物その他工作物の新築

(助言及び指導等)

第9条 市長は、当該樹林地の保全のために必要があると認めるときは、当該土地所有者等に対して必要な助言及び指導をすることができる。

2 市長は、特別保全樹林地地区の土地所有者等が前条の規定に違反したときは、当該土地所有者等に対し、相当の期限を定めて当該行為を中止し、若しくは原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合は、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令をしようとする場合は、松戸市行政手続条例（平成8年松戸市条例第16号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

(指定の変更等)

第10条 市長は、第8条の規定による協議の結果、やむを得ない事由があると認められるときは、当該特別保全樹林地地区の指定を変更し、又は解除することができる。

2 第6条第3項の規定は、前項の規定により特別保全樹林地地区の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

### 第3章 保全樹林地地区及び保護樹木

(保全樹林地地区及び保護樹木の指定等)

第11条 市長は、市民の生活に必要なと認められる自然環境を保全するため、規則で定める基準により、樹林地を保全すべき地区（以下「保全樹林地地区」という。）及び保護すべき樹木（以下「保護樹木」という。）を当該土地所有者等と協議のうえ指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するとともに、当該土地所有者等に通知するものとする。

3 市長は、公益上の理由その他特別の理由がある場合又は第1項の規則で定める基準に該当しなくなったときは、当該保全樹林地地区又は保護樹木の指定を変更し、又は解除することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により保全樹林地地区又は保護樹木の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

(保全樹林地地区及び保護樹木の保全義務等)

第12条 保全樹林地地区及び保護樹木の土地所有者等は、下草刈りその他必要な措置を講じ、当該樹林地の保全及び保護樹木の保護に努めなければならない。

2 保全樹林地地区において樹木を伐採しようとする者及び保護樹木を伐採しようとする者は、市長にその旨を届け出なければならない。

- 3 保全樹林地帯及び保護樹木に係る土地所有者等に変更があった場合において、新たな土地所有者等は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

#### 第4章 緑地協定及び市民緑地

##### (緑地協定)

- 第13条 市長は、市街地の良好な環境を確保するため、法第45条及び第54条の規定に基づく緑地協定の締結及び設定の促進に努めるものとする。

##### (市民緑地)

- 第14条 市長は、良好な都市環境を確保するとともに、市民の利用に供するため、法第55条第1項に規定する市民緑地の設置に努めるものとする。

#### 第5章 緑化の推進

##### (公共用地の緑化)

- 第15条 市長は、道路、公園、学校、保育所その他の公共用地の緑化に努めるものとする。

##### (居住地等の緑化)

- 第16条 市民及び事業者は、市の行う緑化推進事業に協力するとともに、自らの居住地等の緑化に努めなければならない。

##### (宅地造成地の緑化)

- 第17条 建築物の建築の用に供する目的で土地の造成を行う者は、設計及び施工において当該区域の緑地の保全及び緑化に努めなければならない。

##### (工場敷地の緑化)

- 第18条 工場を設置している者又は設置しようとする者は、工場敷地内に緑地を確保し、緑化に努めなければならない。

##### (緑と花いっぱい運動)

- 第19条 市長は、潤いのある明るい住みよい街づくりのために、市民及び事業者とともに緑と花いっぱい運動を実施するものとする。
  - 2 市長は、前項の運動を実施するため、期間等を定め各種行事を行うものとする。

#### 第6章 削除

- 第20条 削除

#### 第7章 松戸市緑推進委員会

##### (松戸市緑推進委員会)

- 第21条 市長の諮問に応じ、緑の保全及び緑化の推進に関する基本的事項について調査審議するため、松戸市緑推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。
  - 2 委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
    - (1) 学識経験者
    - (2) 関係団体を代表する者
    - (3) 市民
  - 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 4 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
  - 5 前各項に定めるもののほか委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第8章 支援及び助成

(支援及び助成)

第22条 市長は、緑の保全及び緑化推進の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、予算の定めるところにより必要な支援及び助成をすることができる。

- (1) 特別保全樹林地区の樹林の維持及び管理
- (2) 保全樹林地区及び保護樹木の維持及び管理
- (3) 居住地等の緑化のための推進事業
- (4) 宅地造成地の緑地整備事業
- (5) 緑地協定に基づく緑の保全及び緑化推進事業
- (6) 緑と花いっぱい運動
- (7) その他市長が特に必要と認めたもの

#### 第9章 雑則

(立入調査)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に特別保全樹林地区及び保全樹林地区の現場その他必要な場所に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第10章 罰則

(罰則)

第25条 第9条第2項の規定による命令に違反した者に対しては、200,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

### (7) 松戸市の「市の木」「市の花」「市の鳥」を定める条例

(平成14年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この条例は、市民の郷土愛の高揚と快適な都市環境を目指し、「市の木」「市の花」「市の鳥」を定めるものとする。

(市の木、市の花、市の鳥)

第2条 「市の木」「市の花」「市の鳥」は、次のとおりとする。

- |     |                |
|-----|----------------|
| 市の木 | ユーカリ、なし、しい、さくら |
| 市の花 | のぎく、つつじ、あじさい   |
| 市の鳥 | ふくろう、つばめ、しらさぎ  |

**(8) 松戸市狂犬病予防法施行細則（抜粋）**

(昭和56年1月31日施行)

(趣旨)

第1条 この規則は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「規則」という。）の施行に関し、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 法第4条第1項の規定により犬の登録を申請しようとする者は、犬の登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(鑑札の再交付の申請)

第3条 規則第6条第1項の規定により犬の鑑札の再交付を申請しようとする者は、犬の鑑札再交付申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(犬の死亡の届出)

第4条 法第4条第4項の規定により犬の死亡の届出をしようとする者は、犬の死亡届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第5条 法第4条第4項の規定により犬の所在地又は所有者の氏名若しくは住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）の変更の届出をしようとする者又は法第4条第5項の規定により所有者の変更の届出をしようとする者は、犬の登録事項変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(注射済票の交付の申請)

第6条 規則第12条第2項の規定により注射済票の交付を受けようとする者は、法第4条第1項の規定による登録の申請の際に注射済票の交付を受ける場合を除き、注射済票交付申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(注射済票の再交付の申請)

第7条 規則第13条第1項の規定により注射済票の再交付を申請しようとする者は、注射済票再交付申請書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

## (9) 松戸市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付規則（抜粋）

（平成26年6月1日施行）

（目的）

第1条 この規則は、本市に生息する飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術に係る費用を負担した者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、飼い主のいない猫の増加を抑え、もって市民の良好な生活環境の保全及び動物愛護思想の普及を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、申請時において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 松戸市暴力団排除条例（平成24年松戸市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 当該年度内において次条に規定する手術を実施し、その費用を負担した者であること。

（補助対象となる手術）

第3条 補助の対象となる手術は、本市に生息する飼い主のいない猫に対し、指定動物病院（この規則に基づく補助事業に協力する動物病院として市が指定したものをいう。）において実施する不妊手術（卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。以下同じ。）又は去勢手術（精巣を摘出する手術をいう。以下同じ。）であって、施術後に、雄は右耳、雌は左耳にV字カットを行ったものとする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、不妊手術又は去勢手術に要した費用とし、手術1件当たり、不妊手術にあつては7,000円（妊娠している場合にあつては、9,000円）を、去勢手術にあつては5,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、一補助対象者当たり1年度につき10件を限度とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松戸市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請者の同意を得て市長が公簿等によって確認できるときは、第1号及び第2号の書類を省略することができる。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市税に係る納税証明書
- (3) 補助対象となる不妊手術又は去勢手術に係る領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、補助金の交付の可否を決定し、松戸市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者が補助金交付の請求をしようとするときは、松戸市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。